

# 企画提案書評価基準

業務委託名：中心市街地活性化施設整備基本計画策定業務

## 1 特定方法

中心市街地活性化施設整備基本計画策定業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案書の特定を行う。

## 2 評価方法

- (1) 評価委員会の各委員は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。
- (2) 評価項目・評価基準及び採点方法は次のとおりとする。  
下記の評価項目の項目毎に評価する。評価項目ごとの採点は、以下配点を満点として行い、下表の評価の基準で行う。

評価項目		評価のポイント	配点
業務実施体制に対する評価 (25点)	①業務履行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を実施するための技術と実績を持った技術者が配置されているか。</li> <li>・業務を効率的かつ効果的に実施できる体制となっているか。</li> </ul>	10点
	②提案者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去10年間に同種・類似業務の実績があるか。</li> </ul>	5点
	③管理技術者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去10年間に同種・類似業務の実績があるか。</li> </ul>	5点
	④照査技術者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去10年間に同種・類似業務の実績があるか。</li> </ul>	5点
業務方針に対する評価 (10点)	⑤業務の理解度・実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的・内容を的確に理解し、実効性のある方針が示されているか。</li> <li>・実現性のある業務スケジュールが示されているか。</li> </ul>	10点
提案に対する評価 (60点)	⑥提案内容の的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容が本市のニーズに整合しているか。</li> <li>・現状調査や前提条件について調査方法は整理されているか。</li> <li>・着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されているか。</li> <li>・施設整備によるまちなかの活性化など波及効果について考え方が提示されているか。</li> </ul>	10点
	⑦基本計画策定の実施方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者の技術力を活かした提案になっているか。</li> <li>・提案内容は実現性があるか。</li> </ul>	15点
	⑧官民連携手法導入可能性調査の実施方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者の技術力を活かした提案になっているか。</li> <li>・民間サウンディング調査の実施方法（内容、調査対象数など）は適切か。</li> </ul>	20点

	⑨民意の調査の実施方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者の技術力を活かした提案になっているか。</li> <li>・ワークショップの開催方法等は適切か。</li> </ul>	5点
	⑩高架下の利活用に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高架下特有の条件や課題を的確に捉えているか。</li> <li>・周辺エリアや周辺の公共施設（ソラモ、新川モール）への、波及効果を意識した提案となっているか。</li> <li>・提案内容は実現性があるか。</li> </ul>	10点
社会貢献活動等に係る認証等の有無 (5点)		<p>企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする</p> <p>1項目取得…1点 2～3項目取得…3点 4項目以上取得…5点</p> <p>(対象となる認証等)</p> <p>(1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認定 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5) 浜松市外国人材活用宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業のCSR活動表彰（注1）</p>	5点
合計			100点

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限日の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

### 3 企画提案書の特定

- (1) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 評価点の満点は500点とする。（評価委員1人あたりの点数100点×評価委員5人）
- (3) 各評価委員の採点の合計点300点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- (4) (2)、(3)にもかかわらず、評価項目①～⑩のうち評価委員1人でも最低点がある場合は、評価委員会で協議し、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、又は、特定を見送るか等を検討する。
- (5) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
  - ア 評価項目「提案に対する評価」の点数が高い者を上位とする。
  - イ アも同点の場合は、評価項目「業務実施体制に対する評価」が高い者を上位とする。